

平成 30 年 7 月 11 日
J R A 報 道 室

お 知 ら せ

「調教助手の偽計業務妨害事案」に関する処分について

調教助手 定益秀雄に対する処分について、平成 30 年 7 月 11 日（水）第 2 回
裁定委員会にて下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

記

「調教助手 定益秀雄は、2018 年 4 月 18 日、栗東トレーニング・センターの所属厩舎において、当該週の競走に特別登録があった競走馬に対し口籠を付け、同馬の馬房にトイレ用洗剤を染み込ませたタオルを残置するなどして調教師の業務を妨害したことについて、大津簡易裁判所において偽計業務妨害罪により罰金に処する略式命令を受けた。

このことは、競走の公正を害する目的をもって、競走馬に危害を加えようとしたものと認める。よって、日本中央競馬会競馬施行規程第 138 条第 1 項第 6 号により、2018 年 7 月 12 日から 2023 年 7 月 11 日までの間、日本中央競馬会の行う競馬に関与することを停止する。」

【参考 日本中央競馬会競馬施行規程（抜粋）】

第138条第1項 次の各号のいずれかに該当する馬主、調教師、騎手、調教助手、騎手候補者又は厩(きゅう)務員は、本会の行う競馬に関与することを禁止し、又は停止する。

(6) 競走の公正を害する目的をもって、競走馬に危害を加え、若しくは加えようとし、又は不正の処置をし、若しくはしようとした者